

長沼町休業協力・感染リスク低減支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象期間内において長沼町内の対象施設（店舗）の休業に協力する事業者及び感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、長沼町休業協力・感染リスク低減支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(協力金の交付対象及び交付額)

第2条 協力金の交付対象は、令和2年4月25日（土）から令和2年5月15日（金）までの全ての期間、運営する施設（店舗）を休業し、又は感染リスクを低減する自主的な取組を行う、次に掲げる事項に該当する事業者とする。ただし、令和2年4月1日時点で開業しており、営業の実態がある長沼町内の施設（店舗）に限る。

	対 象	北海道 交付額	長沼町 交付額
①	北海道知事が休止を要請する施設を営む法人	30万円	交付 対象外
	北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人		
②	北海道知事が休止を要請する施設を営む個人 事業主	20万円	10万円
	北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主		
③	（従来から19時以降の）酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円
④	酒類の提供がない飲食店（注）で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を講じた事業者	交付 対象外	30万円
	①及び②に該当しない宿泊事業、バス・ハイヤー事業で、営業の休止、営業時間の短縮など感染防止策を講じた事業者		
⑤	グリーン・ツーリズムによる収入が、キャンセル等により収入減が見込まれる事業者		15万円限度 （キャンセルにより収入減となる金額の1/3以内）

(注) 酒類提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

(交付申請の要件)

第3条 グリーン・ツーリズム事業者を除く支援金の交付申請の要件は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 長沼町内で対象施設（店舗）を営む法人及び個人事業者で、今後も事業を継続する意思があること。

※ 町内に対象施設があれば、町外にお住まいでも支給対象とする。

※ 複数の施設を運営している事業者は、全ての施設で取組を行うものとする。

(2) 令和2年4月1日時点で、前条に掲げる②から⑤のいずれかの事項に該当する事業者の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を営んでいる事業者

※ 飲食店には、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店（イートイン機能がある店舗のみ）を含む

(3) 令和2年4月25日（土）から令和2年5月15日（金）までの全ての期間において、次の①及び②の感染症防止対策に取り組む事業者

① 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ以上）

ア 休業

イ 夜間営業の自粛

例) これまで20時以降の営業を行っていた飲食店が、20時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛

ウ 営業時間の短縮（2時間以上の短縮）

エ イートインの中止

例) イートインサービスを取り止め、テイクアウト・デリバリーのみによる営業を行うなど

オ 店舗の座席レイアウトの変更

例) 席数減によるソーシャルディスタンス（人と人との物理的な距離を保つ取組）など

② 施設運営のきめ細かな取組で、要請期間中及びその後に継続して実施する感染リスクを低減する取組（いずれか一つ以上）

ア 3つの密（密閉・密集・密接）の防止

例) 換気や行列間隔の工夫など

イ 飛沫感染・接触感染の防止

例) 従業員のマスク着用など

ウ 移動時の感染の防止

例) 時差出勤や在宅勤務など

エ 発熱者等の施設への入場防止

例) 従業員・来訪者の検温・体調確認など

(4) 申請しようとする事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長沼町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第30号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと

2 グリーン・ツーリズム事業者の支援金の交付申請の要件は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和2年中のキャンセルのあった受入校分の受入れ予定のあった事業者

(2) 今後も事業を継続する意思がある事業者

(3) 感染リスクを低減する自主的な取組を、緊急事態宣言後も引き続き行う事業者

(交付申請)

第4条 第2条に規定する④及び⑤の支援金の交付を受けようとする者は、長沼町休業協力・感染リスク低減支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、令和2年6月1日（月）から9月30日（水）（消印有効）までに、町長に交付の申請をしなければならない。

2 町長は、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができる。

3 提出のあった申請書類及び必要書類は、返却しないものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出を受けたとき及び第2条に規定する②及び③の北海道給付の支給データの提供があったとき（以下「交付申請者等」という。）は、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 町長は、前項の交付申請者等に対し、支援金を交付する場合には、長沼町休業協力・感染リスク低減支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付とする場合には、長沼町休業協力・感染リスク低減支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が発生しても町長は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月17日から施行する。

申請に必要な書類（第4条関係）

申請に必要な書類は、次のとおり。ただし、グリーン・ツーリズム事業者の申請に必要な書類は、次の1と7とする。

1 長沼町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力・感染リスク低減支援金交付申請書（様式第1号）

※ 申請書に記載された情報を、公的機関（税務当局、警察、保健所、北海道、市町村）に提供する場合があります。

2 営業の実態が確認できるもの

(1) 令和2年4月1日以前から継続して営業していることを確認できるものとして、次の①及び②に掲げる書類を提出してください。

① 直近の確定申告書（法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表（個人番号を塗りつぶしたもの））の本人控えの写し

※ 上記①の書類がない場合は、次のアイいずれかの書類を提出してください。

ア 設立間もないため、決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の本人控えの写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し

イ 直近の月末締の現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、休業等の要請時点の営業実態がわかる資料

② 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許、古物商許可、旅館業法に規定する営業許可、道路運送法に規定する許可）の写し

※ 営業許可等が必要ない業種を営業している施設は上記書類は不要です。

3 業種・業態が確認できるもの

次の(1)(2)いずれかの書類を提出してください。

(1) 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し

(2) 申請する施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真

4 休業等の状況が確認できるもの

(1) 対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど

(2) 施設の一部（一区画）を休業した場合は、その状況がわかる資料（写真や見取図等）

5 感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの

申請書下段の「感染リスクを低減する取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できるもの。

(1) 休業の場合

営業再開に向けて、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書又は店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたものやそれらを撮影した写真

① 既に行っていた取組で、営業再開後も継続して行う取組

例) 席の間隔を間引きした店内の写真

② 営業再開後に新たに行う取組

例) 営業再開時に向けて、店頭に貼るために作成する掲示物などの写し

(2) 酒類の提供時間短縮の場合

休業等の要請期間開始時に行った、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書又は店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたしたものや、それらを撮影した写真

例) 店頭に、「感染予防のため、従業員はマスクをして対応します。」等の内容が記載された掲示物を貼った写真

6 誓約書

申請書類に虚偽がないことなどを誓約していただきます。

7 通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し

8 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】

申請者本人の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）の写し

※ 上記1～8以外にも、申請後、必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。

受付方法及び受付期間

1 郵送申請のみ

(1) 受付期間：令和2年6月1日（月）から令和2年9月30日（水）まで

※ 9月30日（水）の消印有効（受付期間を延長しました。）

※ 感染症の収束状況により、休業等の要請期間が延長された場合は、受付期間を延長する場合があります

(2) 宛先

郵便番号：〒069-1392

住 所：夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

宛 名：長沼町役場産業振興課 休業等支援金申請受付

※ 封筒の裏面には、差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※ 申請書及び必要書類の返却はいたしません。

※ 感染症拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。